

整理番号	13-8	事務事業名	老人医療費助成事業(道老)	作成部署	市民環境部市民課	電話	内線708	
事務区分	自治事務	法定受託事務	部長職名	滝本 明	課長職名	川幡 博行	作成日	平成17年6月
事務事業開始年度	S53	根拠法令等	北広島市老人医療費の助成に関する条例					
"終了予定年度			北広島市老人医療費の助成に関する条例施行規則					
事務事業開始のきっかけ(導入当初の目的等)	老人保健法による医療費の給付を受ける年齢に達していない社会的弱者である高齢者の健康保持と老人福祉の増進を図るため開始した。							

## 1 計画(プラン)

上位施策との関連 (総合計画での位置付け)	章	安全で安心できるまち	(第1章)
	節	健康と医療	(第1節)
	施策	医療体制の充実	(第3施策)
目的 (ここから成果指標を導きます)	対象 (誰、又は何を)	老人保健法による老人医療対象者以外の昭和14年7月31日以前に生まれた69歳までの一人暮らしや老人夫婦世帯等で一定の子の要件や所得要件を満たす者	
	意図 (何をねらっているのか。対象をどのような状態にしたいのか)	老人保健法による老人医療対象者以外の社会的・経済的に弱い立場の高齢者に対し医療費の助成をすることにより、経済的負担を軽減し、高齢者の健康の保持に寄与するとともに、老人の福祉の増進を図る。	
手段 (ここから活動指標を導きます)	市が行った(行う)事務事業の具体的な実施内容(団体補助等の場合はその補助金による団体の活動内容を記載)	16年度まで	保険診療の自己負担分から一部負担金を除いた医療費を助成 ・現物給付(医療機関から直接市に請求) ・現金給付(医療機関で診療を受けた医療費を受給者本人へ償還払)
		17年度	同上

## 2 実施(ドゥ)

## 【事業費の推移】

(単位:千円)

	区 分	15年度(決算)	16年度(決算)	17年度(予算)	18年度(予定)
直接事業費	国支出金				
	道支出金	4,229	4,644	5,482	5,482
	地方債				
	その他特財	338	56		
	一般財源	4,144	5,044	5,483	5,483
	合計	8,711	9,744	10,965	10,965
人件費 (概算)	人数(年間)	0.16	0.16	0.16	0.16
	1人当り年間平均人件費	9,000	9,000	9,000	9,000
	= ×	1,440	1,440	1,440	1,440
総事業費 +		10,151	11,184	12,405	12,405

## 【事務事業を評価する指標(ものさし)】

指 標	指 標(算式)	指 標 値			
		15年度	16年度	17年度(目標)	18年度(目標)
活動指標 (事務事業の活動量や実績)	受給者数	90人	137人	150人	150人
	受診件数	2,336件	2,776件	2,998件	2,998件
	給付金額	7,813千円	8,941千円	10,052千円	10,052千円
成果指標 (目的の達成度を測るものさし)	1人あたり平均受給件数	26件	20件	20件	20件
	(受診件数 ÷ 受給者数)				
効率指標 (主要活動単位当たりコスト)	1回受診あたりコスト(円)	4,345円	4,029円	4,138円	4,138円
	(総事業費 ÷ 受診件数)				

### 3 評価(チェック)と改善(アクション)

事務事業を取り巻く社会環境の変化や今後の予測・他市町村の動向等  
 制度創設以来の社会的状況の変化と国の制度改革による高齢者医療制度のあり方の変化を受け、北海道が平成16年に北海道医療給付事業を改正したことにより、対象年齢を段階的に引き上げ、平成20年3月で廃止する。

#### 【妥当性の評価と改善の方法等】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
行政関与の妥当性 【市が実施すべき事務事業ですか。市民・企業等での実施可能性はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	北海道と全道市町村の共同事業において行っており、医療費の負担を軽減することが市として妥当と考える。	
目的の妥当性 【社会経済情勢や市民ニーズの変化などから、設定した対象や意図は妥当ですか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	国の老人医療並みの負担のため、高齢者の経済負担を軽減しており目的は適切である。	
手段の妥当性 【現在の手段は適切ですか。もっと効率的で有効な手法はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入)	現物給付・現金給付とも適切である。	
受益者負担の妥当性 【受益者負担の適正化の余地はありませんか】	適切 改善の余地あり(改善の方法記入) 該当しない	受益者負担は適正である。	

#### 【有効性と効率性の評価と改善の方法】

項目	判定	判定の説明や課題	改善の方法
有効性の評価 【意図した成果は上がっていますか】	十分成果が上がっている 概ね成果が上がっている あまり成果が上がっていない 成果が上がっていない	現物給付と受給者申請分の医療費が助成され、経済的負担が軽減されており、成果は十分上がっている。	
効率性の評価 【手法は効率的ですか。コスト削減の方法はありませんか】	十分効率的 概ね効率的 やや非効率 かなり非効率	コストのほとんどは扶助費(医療費助成)であり、節減の余地や方法はなく、手法も概ね効率的である。	

#### 【事務事業担当部局内優先度】

部局で所管するすべての事務事業の中で、この事務事業の位置づけはどの程度ですか

A B C

### 4 総合判定と今後の方向性

【1次評価】	判定	今後の方向性や改善方法など
事務事業担当部局の総合判定 【上記3の評価と改善を踏まえ、今後の方向性についての総合判定と改善方法を記入】	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	北海道が医療給付事業を改正し、平成16年8月から毎年年齢を1歳ずつ引き上げ、平成20年3月で制度が廃止されることとなった。本事業は北海道と市町村の共同事業であることから、本市においても同様の方法で廃止する。北海道医療給付事業の改正に伴い平成20年3月で廃止。
【2次評価】	判定	今後の方向性等
行財政構造改革推進本部の総合判定	拡大・重点化する 現状のまま継続する 見直しの上で継続する 統合する(検討含む) 縮小する(検討含む) 廃止・休止する(検討含む) 終了	1次評価のとおり